

(書類の送付先)  
**記入例**  
 ベネフィット・ワン企業年金基金 事務局

※個人情報の取扱いについて  
 当基金の管理する個人情報のうち請求者の基礎年金番号、給付金の額及び給付金の支払日に関する情報は、実施事業所が支払う退職金の額の算定に利用することを目的として、請求者が使用されていた実施事業所(実施事業所が退職金事務の取りまとめ等を依頼している場合)にあっては、当該実施事業所が指定する相手と共同して利用しております。予めご了承ください。

【基金使用欄】

事業所番号	

※基金の加入者期間が20年以上かつ50歳以上の退職または65歳到達時は「老齢給付金裁定請求書」をご使用ください。

脱退一時金裁定請求書

ベネフィット・ワン企業年金基金 御中

下記の通り、脱退一時金の裁定を請求します。

記入日 20\*\*年 9月 3日

フリガナ	ベネ	トシオ	印	性別	生年月日								
氏名	(氏) 辺根	(名) 年男	辺根	男	S43年 8月31日								
カナ住所	セタガヤク サクラシンマチ												
住所	郵便番号 ( 154- 0015 )												
	世田谷区桜新町1-2-3 さくら荘												
	電話 ( 090 ) 1234 - 5678												
基礎年金番号	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	退職した会社名	株式会社 辺根産業	
受取り方法	銀行口座振込												
	(フリガナ) ミツビシューエフジェイ						シンジユク						
	三菱UFJ						新宿						
	信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合						支店 支所 出張所						
金融機関コード(4桁)	0	0	0	5	支店コード(3桁)						3	4	1
(預金科目) 普通預金	(口座番号 右詰めに記入)							本人名義					
	1	2	3	4	5	6	7						
支給割合の選択	(希望する割合に○をつけてください。)												
	①	一時金	加入者期間が20年未満の場合は、「1. 一時金100%」をご選択ください。										
	2.	一時金 50%	又給額下り 50% 加入者期間が20年以上の時給下りです。加入者期間が20年以上の時給下りできません。										
	3.	一時金 0%	支給額下り 100% 加入者期間が20年以上の時給下りできません。										
	給付金をご辞退される場合のみ以下をご記入ください。受け取り方法の記入は不要です。												
	※給付金の受取をご辞退される場合は、以下の欄にご署名、ご捺印ください。												
	「私は、給付金の受取を辞退いたします。」											印	
添付書類	チェック 添付書類をご用意いただきましたら口欄にチェックを入れてください。												
	<input checked="" type="checkbox"/> 1. 戸籍の抄本、住民票、運転免許証、健康保険証の写しのいずれか生年月日の確認できる書類												
	<input checked="" type="checkbox"/> 2. 金融機関の預金通帳、カードの写しなど金融機関情報を確認できるもの												
	<input checked="" type="checkbox"/> 3. 退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書 ※休職、70歳到達など退職以外の資格喪失による場合は提出不要です。												
	<input checked="" type="checkbox"/> 4. 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票 ※会社または他の外部積立制度からの給付がある場合のみご提出ください。												
	<input type="checkbox"/> 退職による請求ではないので退職所得申告書は添付しません。(一時所得課税となります。)												

※記  
 ※給

休職や厚生年金保険被保険者でなくなったことにより資格を喪失した場合は、申告書を添付する必要がありませんので、本欄にチェックを入れてください。

※事業主からの資格喪失届の提出状況により支払日が遅れることがありますので、ご了承ください。